

越前市ふるさと納税推進業務 公募型プロポーザル

公告の訂正について

下記のとおり訂正します。

令和7年10月24日

越前市経営戦略室

記

1 公告日

令和7年10月2日

2 件名

越前市ふるさと納税推進業務 公募型プロポーザル

3 訂正内容

実施要領9P「9 審査方法（1）第1次審査（書類審査）」

【変更前】

参加申込書の提出者が6者以上となった場合は、本市が設置する「越前市ふるさと納税推進業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、第一次審査を行い、最大5者を選定する。

【変更後】

参加申込書の提出者が7者以上となった場合は、本市が設置する「越前市ふるさと納税推進業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、第一次審査を行い、最大6者を選定する。

以 上